

**織維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた  
自主行動計画のフォローアップ調査アンケート**

令和4年11月

日本織維産業連盟

織維産業流通構造改革推進協議会

# 繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた 自主行動計画のフォローアップ調査

回答欄  
↓

調査対象時期：本調査は令和4年10月1日時点での状況につきお尋ねします。

## I. 基礎情報

①. 貴社自身の取引上の地位\*に最も近いものをお答えください。【单一回答】

\* 【例】企業A（完成品メーカー）→企業B（1次下請）→  
→ 貴社（2次下請）→企業C（3次下請）…「2次下請」を選択

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1 : 完成品メーカー     | 2 : 1次下請       |
| 3 : 2次下請        | 4 : 3次下請       |
| 5 : 4次下請より川上の下請 | 6 : あてはまるものはない |

②. 貴社の資本金をお答えください。【单一回答】

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1: 1,000万円以下     | 2: 1,000万円超5,000万円以下 |
| 3: 5,000万円超3億円以下 | 4: 3億円超10億円以下        |
| 5: 10億円超100億円以下  | 6: 100億円超            |

③. 貴社の従業員数をお答えください。（貴社単独での従業員数）【单一回答】

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1: 5人以下        | 2: 5人超20人以下   |
| 3: 20人超50人以下   | 4: 50人超100人以下 |
| 5: 100人超300人以下 | 6: 300人超      |

④. 貴社の業種をお答えください。【单一回答】

※複数ある場合は、売上げが最も多い業種を1つ選んでください

1: 農業、林業	2: 漁業	3: 鉱業、採石業、砂利採取業
4: 建設業（ハウスメーカー）	5: 建設業（ハウスメーカー以外）	6: 食品製造業
7: 飲料・たばこ・飼料製造業	8: 繊維工業 →④-2へ	9: 建材・住宅設備
10: パルプ・紙・紙加工品製造業	11: 印刷・同関連業	12: 化学産業（製薬産業）
13: 化学産業（製薬産業以外）	14: 石油製品・石炭製品製造業	15: なめし革・同製品・毛皮製造業
16: 鉄鋼業	17: 非鉄金属製造業	18: 金属製品製造業
19: 機械製造業	20: 電機・情報通信機器	21: 輸送用機械器具製造業のうち、自動車・自動車部品製造業
22: 輸送用機械器具製造業のうち、造船業	23: 輸送用機械器具製造業のうち、航空宇宙工業	24: その他の輸送用機械器具製造業
25: 電気・ガス・熱供給・水道業	26: その他の製造業	27: 通信業
28: 放送コンテンツ業	29: 情報サービス・ソフトウェア	30: インターネット付随サービス業
31: トラック運送業	32: 運輸業、郵便業（トラック運送業以外）	33: 卸売業
34: 小売業	35: 金融業、保険業	36: 不動産業、物品貯貸業
37: 学術研究、専門・技術サービス業	38: 広告業	39: 宿泊業
40: 飲食サービス業	41: 生活関連サービス業	42: 娯楽業
43: 教育、学習支援業	44: 医療、福祉	45: 廃棄物処理業
46: 自動車整備業	47: 機械等修理業	48: 警備業
49: その他のサービス業		

④-2 ④で「8: 繊維工業」と回答した場合、貴社の業種をお答えください。

（複数当てはまる場合は最も中心となる業種を一つ選択）

1: 製糸、紡績、化学繊維等製造	2: 燃糸等準備
3: 織物	4: ニット
5: 染色整理	6: 縫製
7: 副資材製造	8: その他繊維製品製造
9: 卸・問屋・商社	10: アパレル
11: 小売り	12: その他 ( )

⑤. 貴社はパートナーシップ構築宣言\*を公表していますか。【单一回答】

\* 「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

1: 公表している	2: 公表していない
3: 今後、公表予定	4: わからない

## <発注側事業者調査表>

「発注側事業者調査票」は、貴社が発注者の立場にある取引の状況についてお答えください。  
 「受注側事業者調査票」（P9～）は、貴社が受注者の立場にある取引状況についてお答えください。

回答欄  
↓

### I. 基礎情報

発注側1. 業種別ガイドラインや自主行動計画の遵守のため、マニュアルや社内ルール等を整備し、各部門やそれぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を浸透・徹底していますか。  
 【各項目単一回答】

役員・経営責任者	1:浸透・徹底している 2:浸透・徹底していない	
調達担当者（営業等）	1:浸透・徹底している 2:浸透・徹底していない 3:該当部門なし	
調達以外の現場担当者 (設計・開発・納品部門等)	1:浸透・徹底している 2:浸透・徹底していない 3:該当部門なし	

### II. 仕入先（発注先）情報

発注側2. 繼続取引のうち、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の業種をお答えください【単一回答】

1:農業、林業	2:漁業	3:鉱業、採石業、砂利採取業
4:建設業 (ハウスメーカー)	5:建設業 (ハウスメーカー以外)	6:食品製造業
7:飲料・たばこ ・飼料製造業	8:繊維工業→発注側2-2へ	9:建材・住宅設備
10:パルプ・紙 ・紙加工品製造業	11:印刷・同関連業	12:化学産業（製薬産業）
13:化学産業 (製薬産業以外)	14:石油製品・石炭製品製造業	15:なめし革・同製品 ・毛皮製造業
16:鉄鋼業	17:非鉄金属製造業	18:金属製品製造業
19:機械製造業	20:電機・情報通信機器	21:輸送用機械器具製造業のうち、自動車・自動車部品製造業
22:輸送用機械器具製造業 のうち、造船業	23:輸送用機械器具製造業のうち、航空宇宙工業	24:その他の輸送用機械器具製造業
25:電気・ガス ・熱供給・水道業	26:その他の製造業	27:通信業
28:放送コンテンツ業	29:情報サービス・ソフトウェア	30:インターネット付随サービス
31:トラック運送業	32:運輸業、郵便業（トラック運送業以外）	33:卸売業
34:小売業	35:金融業、保険業	36:不動産業、物品貯蔵業
37:学術研究、 専門・技術サービス業	38:広告業	39:宿泊業
40:飲食サービス業	41:生活関連サービス業	42:娯楽業
43:教育、学習支援業	44:医療、福祉	45:廃棄物処理業
46:自動車整備業	47:機械等修理業	48:警備業
49:その他のサービス業		

発注側2-2. 発注側2で、「8：繊維工業」と回答した場合、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の業種を回答ください【单一回答】

1:製糸、紡績、化学繊維等製造	2:撚糸等準備
3:織物	4:ニット
5:染色整理	6:縫製
7:副資材製造	8:その他繊維製品製造
9:卸・問屋・商社	10:アパレル
11:小売り	12:その他（ ）

発注側3. 取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との、取引内容についてお答えください。  
【複数回答可】

1:自社が販売する物品やサービスの全部又は一部の委託（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託）の取引
2:自社で使用する物品、設備、サービスの委託取引
3:委託によらない物品やサービスの購入（標準品の購入など）
4:労働者の派遣
5:その他

  
  
  
  

発注側4. 取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の資本金額をお答えください。  
【单一回答】

1: 1,000万円以下	2 : 1,000万円超5,000万円以下
3 : 5,000万円超3億円以下	4 : 3億円超10億円以下
5 : 10億円超100億円以下	6 : 100億円超

  
  
  
  

### III. 價格決定方法

取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係を念頭にお答えください。

発注側5. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の理解を得られる  
ように十分な協議を実施しましたか。※一部でも実施した場合は、「実施した」を選択して  
ください。【单一回答】

1: 実施した	2 : 実施していない
---------	-------------

発注側6-1. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答え  
ください。【各項目单一回答】

①コスト全般の変動の価格反映状況

1:概ね反映した（81～100%）	2:一部反映した（41～80%）
3:あまり反映しなかった（1～40%）	4:反映しなかった（0%）

  

②労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）の価  
格反映状況

1:概ね反映した（81～100%）	2:一部反映した（41～80%）
3:あまり反映しなかった（1～40%）	4:反映しなかった（0%）

  

③原材料価格の価格反映状況

1:概ね反映した（81～100%）	2:一部反映した（41～80%）
3:あまり反映しなかった（1～40%）	4:反映しなかった（0%）

  

④エネルギー価格の変動の価格反映状況

1:概ね反映した（81～100%）	2:一部反映した（41～80%）
3:あまり反映しなかった（1～40%）	4:反映しなかった（0%）

発注側6-2. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、労務費の変動状況（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）について考慮しましたか。

1: 考慮した

2: 考慮していない

#### IV. 原価低減要請、協賛金等

取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係を念頭にお答えください。

発注側7. 直近1年間で、仕入先（発注先）に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請\*を行わないことを徹底できましたか。【单一回答】

\*目標数値のみを提示しての要請、要請に応じることを発注継続の前提と示唆しての要請、文書や記録を残さない形での要請等

1: 彻底した

2: 彻底していない

3: 原価提言要請は行っていない

発注側8-1. 直近1年間で、仕入先（発注先）に対して、金銭、役務その他の経済上の利益\*の提供を要請しましたか。【单一回答】

\*協賛金、協力金、陳列応援、センターフィー、試作品又はサンプルの作成要請等

1: 要請した → 8-2へ

2: 要請していない → 9へ

発注側8-2. 要請した場合は、あらかじめ、負担額・算出根拠・使途・提供条件を明確にしたうえで、仕入先（発注先）と十分に協議し、書面により合意することを徹底しましたか。【单一回答】

1: 彻底した

2: 彻底していない

#### V. 支払い条件

取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係を念頭にお答えください。

「手形等」は、約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権を含みます。

発注側9. 下請代金（発注代金）を手形等で支払っている場合\*、その割合はどれくらいですか。【单一回答】

\*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

1: 全て現金払い  
→ VI. 知的財産等への対応へ

2: 10%未満

3: 10~30%未満

4: 30~50%未満

5: 50%以上

6: 全て手形等の支払い

発注側10. 下請代金（発注代金）を手形等で支払っている場合\*、手形等のサイトはどれくらいですか。【单一回答】

\*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

1: 30日(1ヶ月)以内

2: 60日(2ヶ月)以内

3: 90日(3ヶ月)以内

4: 120日(4ヶ月)以内

5: 120日(4ヶ月)超

発注側11. 現在、60日を超えるサイトの手形等を利用している場合\*、サイトを60日以内に変更する予定がありますか。【单一回答】

\*下請振興法に定める振興基準では、「約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイトについては、60日以内とするよう努めるものとする。」とされています。

1: 2024年までに60日以内に変更予定

2: 60日以内に変更する予定はない

3: 時期は未定だが、60日以内に変更予定

4: 60日を超えるサイトの手形等はない

発注側12-1. 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止\*を予定していますか。  
【單一回答】

\*「約束手形の利用の廃止」は、現金振り込み払いもしくは電子記録債権等の電子的決済手段への移行を指す。なお、下請振興法に定める振興基準では、「令和8(2026)年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること等に十分留意しつつ、約束手形は出来る限り利用しないように努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するにあたっては、出来る限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」とされています。

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 1: 2026年までに利用を廃止する予定 | 2: 時期は未定だが、利用を廃止する予定     |
| 3: 利用の廃止に向けて検討中      | 4: 約束手形の利用の廃止予定はない→12-2へ |
| 5: 現在、約束手形の利用はない     |                          |

発注側12-2. 発注側12-1で、「4: 約束手形の利用の廃止予定はない」と回答した方にお伺いします。

約束手形の利用の廃止をする予定がない理由は何ですか。【複数回答可】

- |                               |
|-------------------------------|
| 1:資金繰りがつかないため                 |
| 2:資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため |
| 3:電子的決済手段を自ら使用することが難しいため      |
| 4:取引先が電子的決済手段に対応しないため         |
| 5:電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため  |
| 6:取引先から約束手形で支払われるため           |
| 7:特に理由はない（これまでの慣習など）          |

## VII. 知的財産等への対応

発注側13-1. 直近1年間で、知的財産権等\*を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施しましたか。【單一回答】

\*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

〈取組〉 仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない/仕入先の知的財産の無断使用を行わない  
仕入先の知的財産の対価の否定を行わない/仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない/  
仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない/仕入先の知的財産の流出を行わない

- |        |                |               |
|--------|----------------|---------------|
| 1:実施した | 2:実施していない→13-2 | 3:該当する取引がなかった |
|--------|----------------|---------------|

発注側13-2. 発注側13-1で「2:実施していない」と回答した方にお伺いします。

「実施していない」理由をお答えください。【複数回答可】

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1:実施する必要性を感じないため                      |
| 2:自社に定型の契約書書式があり個別の契約変更には応じていないため     |
| 3:知的財産権等に関する適正な取引実現のための具体的な手法が分からぬいため |
| 4:その他                                 |

## VIII. 働き方改革への対応

発注側14. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応\*1の結果、仕入先（発注先）に対して、しわ寄せ\*2を生ずることのないように徹底しましたか。【單一回答】

\*1時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

\*2急な仕様変更、短納期での発注、検収の遅れ、支払決済処理のズレによる入金の遅れ、従業員派遣の要請、発注業務の拡大・営業時間の延長、祝休日出勤の要請等

- |        |           |                   |
|--------|-----------|-------------------|
| 1:徹底した | 2:徹底していない | 3:該当する取引がなかった→17へ |
|--------|-----------|-------------------|

発注側15. 貴社が行った働き方改革に関する対応\*の結果、仕入先（発注先）に対しどのような影響がありましたか。【複数回答可】

\*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

1:特に影響はない
2:急な仕様変更への対応の増加
3:短納期での発注の増加
4:検収の遅れ
5:支払決済処理のズレによる入金の遅れ
6:従業員派遣を要請
7:発注業務の拡大・営業時間の延長
8:祝休日出勤の増加
9:その他（自由記載） ( )

発注側16. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応\*、短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを貴社が負担しましたか。【単一回答】

\*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

1:概ね負担した (81~100%)	2:一部負担した (41~80%)
3:あまり負担しなかった (1~40%)	4:負担しなかった (0%)
5:該当なし	

### VIII. 型取引の適正化 この設問は回答しなくて結構です。

発注側17. 直近1年間で、型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。【各項目単一回答】\*

※貴社が管理する型の全数に対する割合を想定して回答ください。

①書面等による取引条件の明確化	1:概ね出来た (81~100%)	2:一部出来た (41~80%)	3:あまり出来なかった (1~40%)	4:出来なかった (0%)	5:該当なし
②型代金又は型製作費の早期の支払い	1:概ね出来た (81~100%)	2:一部出来た (41~80%)	3:あまり出来なかった (1~40%)	4:出来なかった (0%)	5:該当なし
③量産終了後の型の保管費用の支払い	1:概ね出来た (81~100%)	2:一部出来た (41~80%)	3:あまり出来なかった (1~40%)	4:出来なかった (0%)	5:該当なし
④不要な型の廃棄費用の支払い	1:概ね出来た (81~100%)	2:一部出来た (41~80%)	3:あまり出来なかった (1~40%)	4:出来なかった (0%)	5:該当なし

発注側18. 直近1年間で、型管理の課題は改善されましたか。【単一回答】\*

1:概ね改善した (81~100%)	2:一部改善した (41~80%)	3:あまり改善していない (1~40%)	4:改善していない (0%)	5:型管理の課題はない
--------------------	-------------------	----------------------	----------------	-------------

## IX. 歩引き取引

発注側19-1. 貴社は、歩引き取引の廃止に向けて仕入先（発注先）と協議することを徹底していますか。

＜歩引きなしの場合は1：実施済を選択してください。＞【各項目單一回答】

1：実施済

2：実施中→19-2へ

3：未実施 →19-2へ

発注側19-2. 発注側19-1で「2：実施中」「3：未実施」と回答した方にお伺いします。

「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。【複数回答可】

1：社内の合意が難しいため

2：実施・徹底のための具体的な手法が分からぬいため

3：長年の慣行のため

4：その他（ ）

## <受注者側事業者調査表>

回答欄  
↓

「受注側事業者調査票」は、貴社が受注者の立場にある取引状況についてお答えください。

### I. 基礎情報

受注側1. 業種別ガイドラインや自主行動計画の遵守のため、マニュアルや社内ルール等を整備し、各部門やそれぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を浸透・徹底していますか。  
【各項目単一回答】

役員・経営責任者	1: 浸透・徹底している 2: 浸透・徹底していない
調達担当者(営業等)	1: 浸透・徹底している 2: 浸透・徹底していない 3: 該当部門なし
調達以外の現場担当者 (設計・開発・納品部門等)	1: 浸透・徹底している 2: 浸透・徹底していない 3: 該当部門なし

### II. 取引情報

受注側2. 繼続取引をしている販売先のうち、取引金額が最も大きい販売先の業種をお答えください【単一回答】

1: 農業、林業	2: 漁業	3: 鉱業、採石業、砂利採取業
4: 建設業 (ハウスメーカー)	5: 建設業 (ハウスメーカー以外)	6: 食品製造業
7: 飲料・たばこ ・飼料製造業	8: 繊維工業 → 受注側2-2へ	9: 建材・住宅設備
10: パルプ・紙 ・紙加工品製造業	11: 印刷・同関連業	12: 化学産業(製薬産業)
13: 化学産業 (製薬産業以外)	14: 石油製品・石炭製品製造業	15: なめし革・同製品 ・毛皮製造業
16: 鉄鋼業	17: 非鉄金属製造業	18: 金属製品製造業
19: 機械製造業	20: 電機・情報通信機器	21: 輸送用機械器具製造業のう ち、自動車・自動車部品製造業
22: 輸送用機械器具製造業 のうち、造船業	23: 輸送用機械器具製造業のう ち、航空宇宙工業	24: その他の輸送用機械器具製造 業
25: 電気・ガス ・熱供給・水道業	26: その他の製造業	27: 通信業
28: 放送コンテンツ業	29: 情報サービス・ソフトウェア	30: インターネット付随サービス 業
31: トラック運送業	32: 運輸業、郵便業(トラック運送業 以外)	33: 卸売業
34: 小売業	35: 金融業、保険業	36: 不動産業、物品賃貸業
37: 学術研究、 専門・技術サービス業	38: 広告業	39: 宿泊業
40: 飲食サービス業	41: 生活関連サービス業	42: 娯楽業
43: 教育、学習支援業	44: 医療、福祉	45: 廃棄物処理業
46: 自動車整備業	47: 機械等修理業	48: 警備業
49: その他のサービス業		

受注側2-2. 受注側2で「8：繊維工業」と回答した場合、取引金額が最も大きい販売先の業種を回答ください【单一回答】

1: 製糸、紡績、化学繊維等製造	2: 撥糸等準備	
3: 織物	4: ニット	
5: 染色整理	6: 縫製	
7: 副資材製造	8: その他繊維製品製造	
9: 卸・問屋・商社	10: アパレル	
11: 小売り	12: その他( )	

受注側3. 取引金額が最も大きい販売先は、貴社と同じ業界団体に所属していますか。【单一回答】

1: 所属している	2: 所属していない	3: わからない (自社が業界団体に所属していない場合も含む)	
-----------	------------	------------------------------------	--

受注側4. 取引金額が最も大きい販売先との取引内容についてお答えください。【複数回答可】

1: 自社が販売する物品やサービスの全部又は一部の委託（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託）の取引		
2: 自社で使用する物品、設備、サービスの委託取引		
3: 委託によらない物品やサービスの購入（標準品の購入など）		
4: 労働者の派遣		
5: その他		

  
  
  
  

発注側5. 取引金額が最も大きい販売先の資本金額をお答えください。【单一回答】

1: 1,000万円以下	2: 1,000万円超5,000万円以下	
3: 5,000万円超3億円以下	4: 3億円超10億円以下	
5: 10億円超100億円以下	6: 100億円超	

発注側6. 取引金額が最も大きい販売先は、パートナーシップ構築宣言を公表していますか。【单一回答】

1: 公表している	2: 公表していない	
3: 今後、公表予定	4: わからない	

### III. 價格決定方法

受注側7. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。【单一回答】

1: 応じてくれた	2: 応じてくれていない	
-----------	--------------	--

受注側8. 販売先に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の4つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギー価格、④その他の費用）、費目ごとの原価・コストに占める割合はどの程度でしょうか。

【各項目の合計が100%となるようにご回答ください。各項目の割合はおおよそで構いません。】

【各項目の割合の算出が困難または不明の場合は 「不明」欄に1を入れてください。】	1: 不明	
①労務費	約	
②原材料価格	約	
③エネルギー価格	約	
④その他の費用	約	
		100%

受注側8-1. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。【各項目単一回答】

①コスト全般の変動の価格反映状況

- |                       |                    |                          |
|-----------------------|--------------------|--------------------------|
| 1:概ね反映された (81~100%)   | 2:一部反映された (41~80%) | <input type="checkbox"/> |
| 3:あまり反映されなかった (1~40%) | 4:反映されなかった (0%)    | <input type="checkbox"/> |

②労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）の価格反映状況

- |                       |                    |                          |
|-----------------------|--------------------|--------------------------|
| 1:概ね反映された (81~100%)   | 2:一部反映された (41~80%) | <input type="checkbox"/> |
| 3:あまり反映されなかった (1~40%) | 4:反映されなかった (0%)    | <input type="checkbox"/> |

③原材料価格の価格反映状況

- |                       |                    |                          |
|-----------------------|--------------------|--------------------------|
| 1:概ね反映された (81~100%)   | 2:一部反映された (41~80%) | <input type="checkbox"/> |
| 3:あまり反映されなかった (1~40%) | 4:反映されなかった (0%)    | <input type="checkbox"/> |

④エネルギー価格の変動の価格反映状況

- |                       |                    |                          |
|-----------------------|--------------------|--------------------------|
| 1:概ね反映された (81~100%)   | 2:一部反映された (41~80%) | <input type="checkbox"/> |
| 3:あまり反映されなかった (1~40%) | 4:反映されなかった (0%)    | <input type="checkbox"/> |

受注側8-2. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、労務費の変動状況（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）について考慮されていましたか。

1: 考慮されている

2 : 考慮されていない

受注側9. コスト上昇分を取引価格に転嫁するために、貴社は、直近1年間で販売先に取引価格や単価の見直しについて協議の申し入れを行いましたか。【单一回答】

- |                               |                                    |                          |
|-------------------------------|------------------------------------|--------------------------|
| 1:販売先に協議を申し入れ、<br>協議を行うことができた | 2:販売先に協議を申し入れたが、<br>協議を行うことができなかつた | <input type="checkbox"/> |
| 3:販売先に協議を申し入れる<br>必要がなかつた     | 4:販売先に協議を申し入れることができなかつた            | <input type="checkbox"/> |
| 5:その他( )                      |                                    |                          |

#### IV. 原価低減要請、協賛金等

取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。

受注側10. 直近1年間で、取引先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請\*を受けたことがありますか。【单一回答】

\*目標数値のみを提示しての要請、要請に応じることを発注継続の前提と示唆しての要請、文書や記録を残さない形での要請等

- |             |              |                          |
|-------------|--------------|--------------------------|
| 1: 受けたことがある | 2 : 受けたことはない | <input type="checkbox"/> |
|-------------|--------------|--------------------------|

受注側11-1. 直近1年間で、販売先から下請代金以外の金銭、役務その他の経済上の利益\*の提供を要請されました。【单一回答】

\*協賛金、協力金、陳列応援、センターfee、試作品又はサンプルの作成要請等

1: 要請された → 11-2へ

2: 要請されていない → 12へ

受注側11-2 受注側11-1で「1:要請された」と回答した方にお伺いします。

下請代金以外の金銭、役務その他の経済上の利益\*の提供要請に際し、明確な負担額・算出根拠・使途・提供条件にて販売先と協議し、納得のうえ書面により合意しましたか。

【单一回答】

\*協賛金、協力金、陳列応援、センターfee、試作品又はサンプルの作成要請等

1: 要請に納得した上で合意した

2: 要請に納得しないまま合意した

3: 要請に応じなかった

## V. 支払い条件

取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。

「手形等」は、約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権を含みます。

受注側12. 下請代金(受注代金)を手形等で受け取っている場合\*、その割合はどれくらいですか。【单一回答】

\*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

1: 全て現金払い  
→VI. 知的財産等への対応へ

2: 10%未満

3: 10~30%未満

4: 30~50%未満

5: 50%以上

6: 全て手形等の支払い

受注側13. 下請代金(受注代金)を手形等で受け取っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。【单一回答】

\*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

1:30日(1ヶ月)以内

2:60日(2ヶ月)以内

3:90日(3ヶ月)以内

4:120日(4ヶ月)以内

5:120日(4ヶ月)超

受注側14. 直近1年間で、支払い条件の変更\*又は協議を行ったことにより、不利益(取引価格の据え置きや割引手数料相当額の減額等)が発生しましたか。

【单一回答】

\*約束手形の利用廃止、支払いの現金化、手形等の支払いサイト短縮

1:発生した 2:発生しなかった 3:支払い条件の変更又は協議はなかった

## VI. 知的財産等への対応

受注側15-1. 自己の保有する知的財産権等\*について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っていますか?【单一回答】

\*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等(ノウハウを含む。)

1: 実施中→16へ 2: 実施予定→15-2へ

3: 未実施→15-2へ

4: 所有する知的財産等はない→17へ

受注側15-2. 受注側15-1において、「2:実施予定」「3:未実施」と回答した方にお尋ねします。

「実施していない」の理由をお答えください。 【複数回答可】

- |   |  |
|---|--|
| 1:知的財産権等は取引において存在するが、その管理の必要性を感じないため                                    |  |
| 2:知的財産権等の取扱いを定めるに当たって取引先が協議に応じてくれない、契約書を一方的に示される等、取引先と十分に協議を行うことができないため |  |
| 3:知的財産権等に関する取扱の明確化のための具体的な手法が分からないため                                    |  |
| 4:その他(自由記載) ( )   |  |

受注側16. 直近1年間で、知的財産権等\*の取引において販売先から受けたことのある行為について、あてはまるものを選んでください。 【複数回答可】

\*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 1:特になし                           |  |
| 2:知的財産の無断使用                      |  |
| 3:知的財産の対価の否定                     |  |
| 4:販売先に一方的に有利な内容の契約               |  |
| 5:不当な知財の帰属                       |  |
| 6:知的財産の流出                        |  |
| 7:知的財産の提供の強制                     |  |
| 8:あてはまるものはない（具体的な内容：自由記載）<br>( ) |  |

## VII. 働き方改革への対応

受注側17. 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応\*の結果、受けた影響についてあてはまるものを選んでください。 【複数回答可】

\* 時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1:特に影響はない           |  |
| 2:急な仕様変更への対応の増加     |  |
| 3:短納期での発注の増加        |  |
| 4:検収の遅れ             |  |
| 5:支払決済処理のズレによる入金の遅れ |  |
| 6:従業員派遣を要請          |  |
| 7:発注業務の拡大・営業時間の延長   |  |
| 8:祝休日出勤の増加          |  |
| 9:その他（自由記載）<br>( )  |  |

受注側18. 直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応\*の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを発注側企業が負担しましたか。 【単一回答】

\*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

- |                           |                      |  |
|---------------------------|----------------------|--|
| 1:概ね販売先が負担した(81~100%)     | 2:一部販売先が負担した(41~80%) |  |
| 3:あまり販売先は負担しなかった(1~40%)   |                      |  |
| 4:販売先は負担しなかった*貴社が負担した(0%) | 5:該当なし               |  |

## VIII. 型取引の適正化 この設問は回答しなくて結構です。

受注側19. 直近1年間で、型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。【各項目単一回答】

型の数を想定して回答ください。

①書面等による取引条件の明確化	1:概ね出来た (81~100%)	2:一部出来た (41~80%)	3:あまり出来なかった (1~40%)	4:出来なかった (0%)	5:該当なし -
②型代金又は型製作費の早期の支払い	1:概ね出来た (81~100%)	2:一部出来た (41~80%)	3:あまり出来なかった (1~40%)	4:出来なかった (0%)	5:該当なし -
③量産終了後の型の保管費用の支払い	1:概ね出来た (81~100%)	2:一部出来た (41~80%)	3:あまり出来なかった (1~40%)	4:出来なかった (0%)	5:該当なし -
④不要な型の廃棄費用の支払い	1:概ね出来た (81~100%)	2:一部出来た (41~80%)	3:あまり出来なかった (1~40%)	4:出来なかった (0%)	5:該当なし -

受注側20. 直近1年間で、型管理の課題は改善されましたか。【単一回答】

1:概ね改善した (81~100%)	2:一部改善した (41~80%)	3:あまり改善していない (1~40%)	4:改善していない (0%)	5:型管理の課題はない -
-----------------------	----------------------	-------------------------	-------------------	------------------

## IX. 歩引き取引

受注側21-1. 貴社は、歩引き取引の廃止に向けて販売先と協議することを徹底していますか。  
<歩引きなしの場合は1:実施済を選択してください。>【各項目単一回答】

1:実施済	2: 実施中 → 21-2	3:未実施 → 21-2へ	<input type="checkbox"/>
-------	---------------	---------------	--------------------------

受注側21-2. 受注側21-1で「2:実施中」「3:未実施」と回答した方にお伺いします。  
「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。 【複数回答可】

1:社内の合意が難しいため	<input type="checkbox"/>
2:実施・徹底のための具体的な手法が分からぬいため	<input type="checkbox"/>
3:発注側の改善が進んでいないため	<input type="checkbox"/>
4:その他 ( )	<input type="checkbox"/>

## X. その他

受注側22. 取引条件の改善を進める上で課題や、業界団体や政府への対応への要望等があれば自由に記載してください。

--